

日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 1.45%~4%
(第三者保証人不要分)
マル経貸付 1.75%
(H24.8.1現在)

B_{IT情報誌}net August 8

今後の税制改正について

●源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類(下記7種類)の保管について、次のとおり現行の取扱いが法令に規定されます。なお、保管期間は7年間となり、平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

- ①給与所得者の扶養控除等申告書
- ②従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤退職所得の受給に関する申告書
- ⑥公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑦給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

●源泉所得税の納期特例についての改正

源泉徴収に係る所得税の納期の特例を受けている事業所においては、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限が延長され、翌年1月20日となりました。平成24年7月1日以後に支払う給与等及び退職手当等について適用となるので、納期限は平成25年1月20日となります。

●個人白色申告者の記帳義務・記録保存義務の改正
前々年分あるいは前年分の事業所得等の合計額が300万円を超える者について課されていた記帳義務・記録保存義務が、300万円以下の事業所得者等についても課されることとなりました。平成26年1月1日以後において事業所得者等に該当する者について適用され、帳簿の保存期間は7年です。

経営セーフティ共済の加入について

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済)は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度です。国が定めた中小企業倒産防止共済法に基づき、中小企業基盤整備機構が運営しています。

加入に関する申込・お問い合わせは事務局まで。

- 加入資格 1年以上継続して事業を行っており、別に定める資本金や従業員数などの条件に該当する中小企業者。
- 掛金について 掛金月額は、5,000円から20万円までの範囲(5,000円刻み)で選べ、掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の方は損金、個人の方は必要経費に算入できます。
- 加入後6ヶ月以上が経過して、取引先事業者の倒産によって売掛金債権等が回収困難となった場合、最高8,000万円の共済金の貸付けが受けられます
- 一時貸付金 取引先事業者の倒産の事態が発生してなくても、解約手当金の範囲内で臨時に必要な事業資金の貸付けが受けられます。

猪名川町経営者大学の開催について

当会では地域で頑張る事業主・後継者を対象に勉強会・交流会として「猪名川町経営者大学」を8月から12月までの5回コースで実施しています。毎月のセミナーでは、地域の中小企業の経営者が知っておくべき経営手法やその実践例など地域の中小企業者の経営に焦点をあわせた内容となっています。昨今の国内経済状況の厳しいなか、これからの経営にいかすヒントを見つけて下さい。またセミナー終了後の交流会で、是非とも地域における人的ネットワークを広げて下さい。第1回は8月22日です。次回は9月12日となっていますので、ご活用下さい。申込は商工会事務局まで。

- 日時：9月12日(水)
研修会：NO1客層戦略をたてる
19時~20時30分
交流会：20時30分~21時30分
(軽食ご用意いたします)
- 場所：猪名川町商工会館 2F
- 受講費：500円

商工会設立50周年記念講演会について

別紙チラシのとおり、ニュースキャスターの辛坊治郎氏を招いての講演会を10月に開催致します。聴講希望される会員の方には、8月より受付をします。往復はがきまたは直接来館のうえ事務局窓口で申込下さい。一般の方には9月に新聞折込等で募集案内。

ニュースの裏側

どうなるの日本の経済

講師 辛坊治郎氏 ニュースキャスター
日時 10月18日(木) 18時
場所 体育館文化イナホール